

第四十六回国 参議院農林水産委員会會議録 第三十七号

昭和三十一年五月二十六日(火曜日)

午前十一時三十三分開会

委員の異動

五月二十五日

補欠選任

高山 恒雄君 田畑 金光君

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君

理事 櫻井 志郎君

森 八三二君

渡辺 勤吉君

北條 儀八君

委員 植垣弥一郎君

岡村文四郎君

北口 龍徳君

仲原 善一君

温水 三郎君

野知 浩之君

堀本 宜実君

森部 隆輔君

山崎 齊君

大河原 次君

大森 創造君

矢山 有作君

安田 敏雄君

衆議院議員

農林水産委員 野原 正勝君

農林大臣 赤城 宗徳君

政府委員 農林水産委員 松野 孝一君

農林水産委員 赤城 宗徳君

農林水産委員 松野 孝一君

農林省農政局長 昌谷 孝君
農林省農地局長 丹羽雅次郎君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員 藤波 恒雄君

説明員

通商産業省公益事業局施設課長 藤波 恒雄君

本日の會議に付した案件

○土地改良法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は御発言を願います。

○渡辺勤吉君 土地改良法は、周知のように、昭和二十四年六月に生まれた法律であります。当時、この法律は一部の人々から、あるいは自作農主義であるとか、あるいは食糧増産主義であるとか、いろいろな批判的なことばが浴びせられたにいたしましたが、農業、農村、農民の多くの期待を寄せたことも事実であります。その限りでは、農地改革に伴う農村民主化立法の一つだといえると思っております。その第一條に見られるように、農産物の生産を維持増産させることがその特徴であるからであります。ところで、周知のよ

うに、池田自民党内閣の農政は、成長農作物の拡大なり、農業構造の改善を強調しております。その観点から、今回も土地改良法を改訂したものだと、従来の審議を通じて理解をいたすわけでありませう。農業の生産性の向上、総生産の増大、選択的拡大、農業構造の改善にひたすら奉仕するのが、この法律改正の中心点であります。増産主義政策の土地改良法が農業改善政策のそれにかわつたものと理解をするわけでありませう。

そこで私は、まず、農林大臣にお尋ねをする基本となる問題を先に取り上げるわけでありませうが、であるからといって、私は、現在の農業基本法のワグの中で土地改良のあり方を考えることがいけないといっておるつもりはないのであります。問題は、現行農業基本法そのものがもたらすところの、現在の農村における混乱と現実の矛盾に對抗して、土地改良の姿勢というものが、農業基本法への無条件埋没主義にこれが位置づけられてはならないということでありませう。現に、膨大な国費を投下して完成した愛知用水が、次第に工業用水化をしている。干拓地域が年とともに工業敷地化をいたしております。土地改良費を十アール当たり一万ないし二万円を投資している既成水田が、次第に宅地化をし、工業用地を急いでいるという現実に対処する土地改良事業のあり方が問題とされなければならぬと思つております。つまり国民経済の観点から国土の高度利用のあり方を明らかにし、土地利用の新しい習慣を創造するということへの土地改良の任務と方法、あるいはこれに対する国家規制というものが勇敢に提起されなければならぬと考えるのであります。でないと、農業基本法の衣はほころびが次第に拡大し、ひいては、土地改良そのものが行き詰まることになりかねない危機にばく進をしていける現状であります。矛盾に満ちた現行農業基本法を善導し、変革し、ときには切りくずしていくという関係が、いまこそ土地改良法に寄せられておられる大きな期待でなければならぬと考えるのであります。この点に關して、まず大臣の所見を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 土地利用につきましては、いろいろ変化が生じてきておりますことは、いま御指摘のとおりでございます。また、土地改良の目的につきましても、戦後の荒廃した状況から、食糧その他農産物の生産を維持増進していくということに非常にウェイトが高くなっておつたことも御承知でありますし、そういう意味の総則第一条の現行法もあるわけでございませう。ただ、食糧の増産と自給とをやめるといふことは全然ございませぬけれども、国内的、國際的にみましても、やはり日本の農業の構造改善政策を強力にとらなくちゃならぬという段階におきまして、そういう面にマッチしたような土地改良ということをさらに進めていかなくちゃならぬと思つております。と同時に、その結果、自給度、総生産、ことに米等におきましての拡大にも寄与しなくちゃならぬというよ

ないいろいろな面をもつておりますことは、いま御指摘のとおりでございます。そこで、農業基本法の達成等によりまして、十分でない面も相当ございませうし、いろいろ検討を加えなくてはならぬ問題もあると思つております。しかしながら、土地というものの利用、これは永久に捨てるわけにまいらぬ問題でございます。その利用をいかに高度化するか、ことに工業面との接触におきまして、農業関係の面とどういふふうに関係するかということには、いまも直面的にしておりますし、これからの大きな問題にならうかと思つております。私もそういう調整をいたすことはいたさすけれども、この土地改良法の目的というものは、農地につきましてこれを高度に利用でき、そしてこの基盤の上に立つて農業の近代化が進められ、そして農家の安定が得られるような方向への基盤をつくっていくということに重点を置いていくことは申すまでもありません。そういう意味におきまして、この法律によりましていふのがこの法律改正の要旨と私は承しておるわけであります。

○渡辺勤吉君 御答弁の範疇ではわかりませんが、しかしながら、ただいままで審議をいたしました経過では、現行百四十五条のうち九十条あまりを改正し、また二十条近くを新たに職り込んだ大幅な改正、手直し案であるにもかかわらず、私が指摘したように、農基法の中に埋没し、土地改良法

の性格を逸脱してないとは、この提案された法案の中において具体的に理解できないわけでありませう。また、大臣から答弁がありましたように、もつとこの機会に、土地改良法自体を一つの契機として、いまの現地に混乱を巻き起こしておる現行土地改良の方法というものを考えるということは、農業基本法の矛盾を突き破る大きな役割りを期待した国民としては、大臣の答弁にもかかわらず、この法案の中に盛り込まれておる内容からして失望を感じざるを得ないわけでありませう。

それでは、具体的にお伺いをいたしますが、まず、土地改良の長期計画の前提となるところの総合計画調査についてであります。これは、今後十年の土地改良事業の必要面積がどのくらいあるかということ、四つの柱に立てて、圃場整備、かんがい排水基幹施設整備、農用地造成、防災というものを中心に、市町村または事業地区別に与えて、その事業費やその事業の研究までも把握して、全国の要土地改良地図をつくるということでありませう。特に最近、所得倍増計画、新産都市計画などの契機から、国土開発の総合調整が望まれていただけに、これらとも調整した土地基盤整備計画の未来図は一体どうなるかということに私は問題を感じるのであります。そこで、たとえこの四つの事業のうち、市町村にそれぞれの作業をやらせる前提として、農用地の造成というものが、国土の高度利用という観点から、国家的な施策の中でこれが地方の実態の中に浮き彫りにされなければならぬと思うのであります。この土地の高度利用というものを基本政策として一体どう

いうふうにとらえておるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) たいへんむづかしい御質問のように私も感じますが、土地改良、ことに長期計画を立てる場合に、末端までいろいろの調査をして、計画に協力させるということについての考え方、一口で言いますならば、いまおことばの中にもありましたように、国家的要請にこたえる、すなわち公共性を相当持つということから長期計画も立て、また国のほうでも強い関心を持って末端のほうまでの調査をして、計画の中にも大きく盛り上げていきたい、こういうふうに考えておるので、一言で言えば、公共性あるいは国家的要請にこたえるような考え方において計画をつくり上げる、こういうふうにお伺いしたらいいかと思ひます。

○渡辺勸吉君 国土の公共的な性格、高度利用という観点から大きく国の政策を踏まえて、たとえ現在提起されておる土地改良の未来図を描くということでありませうから、まさにそうであるけれども、その土地の高度利用というものを対して、一体政府はどれだけの科学的な、基礎的な準備をして対処されているのか、現状を考えるとさきわめてこれは寒心にたえないと私は考えるのであります。いやしくも、これらの農用地の造成一つを取り上げてみても、わが国土の中で一体農用地というものが、既存と今後、その適格条件にある立地条件の中でどれだけあるのか。また、このことが国内の農産物の自給度の向上にとらみ合わせて、どれだけ農用地造成がなされなければなら

ないかということがまず明らかになつて、この要土地改良の未来図の写真が描かれなければならぬと思ひます。従来、この法案の審議の際に、同僚議員からただしました限りにおきましては、それらの国土の基本的な、科学的な調査というものがいまだ前進していない、そういう国土の基本的な、科学的な調査の上に土地利用区分が設定され、設定されたその区域における農用地の造成というものでなければならぬと思ひます。また、近時、国有地の開放がムード的に盛り上がつておりますけれども、このことも、これらの土地利用というものが、その利用区分が設定されて、科学的に位置づけられてこそ、初めて国家百年の大計を讀まるとは、初めて国家施策の方法として実現されるものと考へるのであります。この点に關して、私が単にそのことを主張するだけではない、去る二月二十四日に、全国町村会が決議をいたしております。これはわが党の考え方と全く同様でありますので、この全国町村会の土地利用についての問題の提起を参考にして、大臣の御所見を伺いたしたのであります。二月二十四日に、全国町村会で「土地利用区分の明確化について」という一項をあげて、意思表示をいたしてあります。それは次のようにうたつております。

「最近工場群、住宅団地等が野放しに農地帯に進入し地価の上昇、農業用の土地改良施設の機能低下等を招き、一方都市計画、新産都市等地域開発計画による用途指定地域の利用は無視される傾向にある。又、このため土地改良事業による公

共投資が工場、住宅等の敷地造成に利用される場合もあり、これらの影響は農業の発展に無視し得ないものがある。都市、工場地帯、住宅地帯、農林業地帯等の土地区分を明確に規正する法制化を必要とする。」

以上のようにうたつておるのであります。農林大臣としては閣僚として重きをなしておる立場から、これらの農業、農地、農民がたえず守勢に立たされておる、この農業の危機に直面して、これらを抜本的に正しい姿勢に直すために、土地区分を明確にする何らかの具体的な措置、町村会では「法制化を必要とする」と言つておりますが、これらについての確固たる御所信のほどを承りたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 土地利用区分等につきましては、実は総合的な区分の方途につきましては、実は総合的な区分の方途として残念ながらいまだ講じられておりません。御承知のように新産都市だとか、今度の住宅の問題とか、あるいは工業の開発とか、いろいろ部分的に、それぞれの目的に対応した土地利用がなされております。が、総合的になされてはおりません。土地改良も農業の面における土地利用の問題を取り扱つておるわけでございますが、総合的に土地利用の区分といたすことにつきましては、これは相当検討を加えていかなければならぬ問題だと思ひます。これを規制する法制化というものをどういう形で作るかといふことは非常に問題があるかと思ひます。なかなかむづかしい問題でございますけれども、利用区分といふもの大まかなものでも、あるいは方向でもつくるというものは必要であるといふふうに私は考えております。

○渡辺勸吉君 これは非常に重大な私課題の一つだと思ひますので、決して委員会における単なる問答で終わることなしに、大臣は農林の期待をなつてその重責につかかれておる方でありませうから、私の申し上げる点を十分具体的な施策の中に生かすように特段の善処を要請してやまないものであります。

次に、この土地改良事業そのものの中に問題点を一、二要約してお尋ねをいたしたのであります。実は岩手県で出しておる岩手日報という日刊紙があるものであります。その五月二十四日、日曜日の新聞の投書欄に、二つの土地改良に反対の投書が出ておるのであります。これは単にこの日の投書だけではないに、これらに象徴されるように、現行土地改良については農民の不満がかなり想像以上にきびしいものがある一例として、お聞きとりの願ひたいのであります。この五月二十四日に出された土地改良に反対の理由の投書の一つは、盛岡の一農民となっておりますが、農民の負担があまりに経済性を無視した過重なものであるといふこと、この反対理由の投書が出ておるのであります。第二の投書は、農民の信頼を裏切るなといふことで、猿ヶ石南部土地改良区についての投書をあげておるのであります。これは末端の工事ができたけれども、いまだに幹線水路もできず、したがって、水も流れなければ、耕地の配分予告はあつても、ことしの作付が危ぶまれる実態にある、こういう岩手県の江刺市玉里の菊地という農民の投書であります。私

は本院において、この土地改良事業が一貫性が欠けておるといふことを、三十六年度の会計検査院の勧告の例をあげて、その国営、県営事業、末端の団体営事業の一貫性が欠けておるために、いかにこのことが事業効果、経済効果を削減し、国家投資が不効率になり、工事費用がかさみ、地方公共団体、受益農民の負担が高まっているかというものを具体的に指摘をいたしたのでありますが、いまだその一貫性の欠如というものを対しては確たる施策の方向というものを提出し得ないわけでありませう。また、末端農民の非常に不満がありますところのこの受益者負担というものについても、少なくとも国営については、これは全額政府が負担して、その土地改良の責めに当たるべきものだと考へるのであります。県営事業、団体営事業等におきましては、全額とは申しませんが、八割は国でその負担を持ち、残り二割に対しては長期低利の融資をもつて、その返済は経済効果を十分發揮したあとにおいて長期にこれを返済するといふような措置が、この法案の改正には盛り込まれず、単に受益者から負担金を徴収するために市町村財政の圧迫等、問題を包蔵しながらそれらの手直しが出されている。私はその法案の中にひそんで、政府が末端に犠牲を強いて、その上にあらををかいておるような、いまの法律の改正には、なかなかくみし得ない点をただしたのでありますが、最終的に、今度のそういう課題の提起に對しては、農林大臣はいかようにお考えになつておるかを伺ひたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに從來

土地改良を見てもみまるといふと、一貫性を欠いておる点があることは認められると思ひます。いまの御指摘の作付等においてもさうだと思ひます。すなわち国営、県営、団体営、この間の関連を持たずに、それぞれ国営は国営でやりつ放し、県営は県営でやりつ放し、団体営は失礼ですが、自分のほうから言つてはおかしいのですが、やりつ放し、県営は県営、団体営のほうは待つておられる、なかなか団体のほうに回つてこない。こういうような形であつたと思ひます。この点につきましても、御指摘のような事情がありますので、今度の土地改良法におきましても、あるいはまた指導におきましても、一貫して圃場の整備までもややつていくといふような進め方を強く打ち出しておるわけでありませう。

第二の、農民の負担が経済性を無視してのじやないか、こういう点でございます。確かにこの農民の負担といふものを少なくしませんが、そしてまた、土地改良をしてもすぐにその効果が現れるものではございません。御承知のように、数年間たかまさんと効果が現れませんから、さういふ点につきましてもなお一そう検討を加えて、負担を少なくしていくような方法を講じていきたいと思ひます。また、御指摘のように、町村に負担をさせるといふようなことにもなりましたが、これは町村財政を圧迫するといふ意味でございます。一つの公共性を持つておりますので、受益者のみならず町村においても負担をせよといふ、しかし、その負担は受益者にかへないで、町村で負担しきりのものでありませうけれども、さういふものについて

は別途特別交付税等について配慮いたすといふような形で公共性というものを認めておればさういふ町村の負担というやうなことも考へたわけであります。なお、受益者農民の負担の軽減等につきまして、一そう私は考へていきたいと思つております。

○渡辺勸吉君 今度の法律改正は、その第一条にその性格が明らかに象徴的に出ておるのであります。従來の増産主義政策の土地改良の性格から、農業構造改善政策に集中される特徴を持つて、農基法の目的にこれが移しかえられたといふところに大きな特徴があると思つております。この農業改善政策を受けて、土地改良が手直しをされるということであれば、なおさら農業構造改善に對する基本的なあり方といふものが問題とならざるを得ないのであります。農業改善事業の、その後の現地における状態を見ますと、一部の例外を除いて、きわめて混迷まかりあるといふ実態であります。いろいろの経過を経てこれが農民の理解がなりたいといふような問題の中に数多くの問題があります。たとえば選択的拡大と稱する畜産なり、青果にいたしましても、それに代つて草地造成が今度の法律の中に入つておりますけれども、はたして、えさの自給度の向上から見ると、畜産の拡大に伴つて五十万ヘクタールといふものが科学的な根拠がある面積であるかどうか、これはわづかひがわかることではない点であります。あるいは価格の点、流通の不合理の点、あるいは基礎整備について、全額政府が負担すべきであるといふ農民の要請といふものが、いまだ五割に、地方、県が七割、二割積み上

げといふような程度に定着をしておる。なお、同じ地域の中で部分的に地域指定がなされて、その指定地域の中においてアンバランスの矛盾も拡大しておる。経済企画庁の地域経済問題調査会で、内閣総理大臣に答申をしておる中から見ましても、特に農業以外に、今後の地域の課題が解決されないといふ地域に對しては、もつと能率的に農業整備拠点都市として、その地域全体に構造改善が普遍化しなければならぬといふ大きな答申も出ておるけれども、これは完全に無視されて、いまの構造改善事業が進められておる。さういふ点に對して、大臣は、いままでの上から無理に押しつけてきた農業構造改善の矛盾を反省し、ここで一時この事業の進行をストップし、端的にいますならば、米作地帯における大型機械を駆使するところの構造改善を、農林省みずからが、これについては一年延期の指令を出さざるを得なくなつておる。さういふ矛盾を次々と露呈しておるのが現状であらうかと思ひます。これらの区画整理をしたものに對して、大型機械がまだ試験の段階である、それを無理に土地改良事業が先行しておる。したがつて、政府もさういふ大型機械の導入にまだ自信がないから、三年かかるところは一年延期せよといふ指令を出さざるを得なくなつておる。さういふ矛盾を露呈しておるのであります。さういふ点について、農民の期待する内容に整備する間これを中止して、抜本的に検討するといふ用意があるのかないのか。土地改良に關連する大きな課題の一つでありますので、その点の大臣の御所信を承りたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 構造改善をするといふことについての基本は、やはり基礎が整備されておることが必要だと思ひます。でありますので、基礎の整備を急いでおる、また、土地改良法等も改正いたしておるわけでございますけれども、さりとて、構造改善を待つてからといふようなことは私はどうかと思ひます。構造改善の中にも、基礎の整備といふことが大きなウェイトを持つておるわけでございますから、構造改善の考へ方、意圖するところといふものを十分考慮に入れ、また、地元の考へ方、地元の気持ちといふものを取り入れて、並行していわゆる構造改善事業といふものを進めていく、こういうことが適當であると思つております。

○委員長(青田源太郎君) 他に御發言もなければ、これにて質疑は尽くしたものと認めて御異議ございませんでか。

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。

土地改良法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

三

〔養成者挙手〕

○委員長(青田源太郎君) 全会一致でございませう。よって、本案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

これで午後二時まで休憩いたします。午後零時七分休憩

午後二時十六分開会
○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことにいたします。

質疑に先立って、この法律案は議員提案であります。この際、農山漁村電気導入事業の事情等を知るため、農林省に依頼して資料の提供を求めておりますので、まず、これから資料について、農林当局から説明を聞くことにいたします。

○政府委員(昌谷孝君) ただいま委員長からお話がありましたような経緯で、私どものほうで、現在、補助対象事業、あるいは公庫資金の対象として助成をいたしております農山漁村の電気導入事業につきまして、従来の経過その他を御承知いただくための資料をお手元にお配りいたしましたので、

御説明をいたさしていただきたいと思えます。

まず最初の第一ページは、昭和二十五年以降の逐年にわたります各種目的別の補助金と融資の概況でございます。電気導入事業は、予算上から申しますと幾つかに分かれております。この表にございますように、離島関係、これが開拓地を除きましては一番早くから手がけられた事業でございます。離島関係は、御承知のように、最近では、予算といたしましては経済企画庁に一括計上がせられております。二ページの注に書きましたように、昭和二十九年から三十二年までの四力年間、これは農林省に計上されて、企画庁計上になりましたのは三十三年以降でございますが、便宜この欄に二十九、三十、三十一、三十二年の予算実行計上もここにまとめて計上いたしてございます。内地の離島関係で、今日までに施設費の補助金といたしましては四億八千万円が投入をせられたわけでございます。それから同じく離島の関係で、北海道の離島は北海道開発費に計上がせられております。この関係は、はっきり分かれて計上されましたのが三十四年度からでございます。その中の施設費が九千二百万円ということになっております。

それからいわゆる僻地農山漁村電気導入事業、内地の関係でございますが、この内地及び北海道を合わせて本土と申します。離島以外でございますが、これは三十四年度から補助事業が開始をせられて、今日までに約十億の施設費が計上されております。これの中には北海道分も含んでおります。それからもう一つの種類といたしましては、これは農地局のほうでやっておりますわけでございますが、開拓地の電気導入事業でございます。これは補助事業としては一番歴史が古いものでございまして、これが昭和二十六年からこのような予算措置で今日までに約十四億円が投入をせられたわけでございます。それらを合計いたしますと、施設費としては約三十億円の国庫補助金が従来三十九年度予算までで計上せられたわけになります。

それから次に三ページでございますが、三ページは、今度は制度金融と申します。公庫資金の系統の金が今日までにどれだけ計上されたかという企画、これは計上額でございます。累計をいたしまして約八十八億円の公庫融資が計上せられ、この中には先ほど御説明をいたしました補助金のいわゆる補助残に当たります部分と、融資単独事業で行なわれます部分と、それらを合んだ額でございます。注に書きましたように、昭和二十五年までは農林漁業関係の制度資金の確立を見ておりませんので、いわゆる見返り資金から出たわけでございます。それから農林漁業資金融通特別会計、現在の公庫の前身であります特別会計が扱ったものがこの二十六、二十七の両年度で、二十八年度以降がいわゆる金融公庫による貸し付けでございます。三十九年度は、一応の資金計画ワクとして五億二千万円を予定をいたしております。

ては、これは農地局のほうでやっておりますわけでございますが、開拓地の電気導入事業でございます。これは補助事業としては一番歴史が古いものでございまして、これが昭和二十六年からこのような予算措置で今日までに約十四億円が投入をせられたわけでございます。それらを合計いたしますと、施設費としては約三十億円の国庫補助金が従来三十九年度予算までで計上せられたわけになります。

それから次に三ページでございますが、三ページは、今度は制度金融と申します。公庫資金の系統の金が今日までにどれだけ計上されたかという企画、これは計上額でございます。累計をいたしまして約八十八億円の公庫融資が計上せられ、この中には先ほど御説明をいたしました補助金のいわゆる補助残に当たります部分と、融資単独事業で行なわれます部分と、それらを合んだ額でございます。注に書きましたように、昭和二十五年までは農林漁業関係の制度資金の確立を見ておりませんので、いわゆる見返り資金から出たわけでございます。それから農林漁業資金融通特別会計、現在の公庫の前身であります特別会計が扱ったものがこの二十六、二十七の両年度で、二十八年度以降がいわゆる金融公庫による貸し付けでございます。三十九年度は、一応の資金計画ワクとして五億二千万円を予定をいたしております。

それから次に四ページでございますが、四ページは、事業実績を、ただいまの国庫補助金と融資額とを合わせて、そしてそれだけの事業が年度ごとに実行されたかというところを見ましたものでございまして、国庫補助金は三十八年度までをとり、先ほどの三十九年度の予定を含めて約三十億でございますが、三十八年度までで二十五億、それから融資額は同じく三十八年度までで、これは計上額でなくて実績額ということになります。六十六億、もともとこの実績額は、注に書きましたように、年度をまたがって行なわれた融資額については、初年度、当初の計画額が承認をせられた年にその資金額を計上するというのが整理方法をとっております。したがって、公庫の帳じりとは若干差がございまして、いずれにいたしましても、国庫補助金二十五億と融資額六十六億をもちまして、三十八年度までに、ここでござらんいただきましたように、未点灯解消戸数が十五万九千戸、それから電力不足を解消いたしました戸数が十万八千戸、合計二十六万八千戸の電力不足あるいは未点灯の戸数が、この事業によって電灯がつくという結果になったわけであります。

いまして、国庫補助金は三十八年度までをとり、先ほどの三十九年度の予定を含めて約三十億でございますが、三十八年度までで二十五億、それから融資額は同じく三十八年度までで、これは計上額でなくて実績額ということになります。六十六億、もともとこの実績額は、注に書きましたように、年度をまたがって行なわれた融資額については、初年度、当初の計画額が承認をせられた年にその資金額を計上するというのが整理方法をとっております。したがって、公庫の帳じりとは若干差がございまして、いずれにいたしましても、国庫補助金二十五億と融資額六十六億をもちまして、三十八年度までに、ここでござらんいただきましたように、未点灯解消戸数が十五万九千戸、それから電力不足を解消いたしました戸数が十万八千戸、合計二十六万八千戸の電力不足あるいは未点灯の戸数が、この事業によって電灯がつくという結果になったわけであります。

それから六ページからあと、いま申しました分類とちよつとかえまして、総体の事業成果を、今度は融単事業と、予算の、要するに種目別に実績を見たものでございますが、まず、最初の融資単独事業でございます。融単事業は二十五年から発足いたしました。おるわけでありまして、未点灯解消戸数が五万一千八百六十五戸、電力不足解消戸数が七万七千余、合計十二万九千戸ということになります。それに、これに投入せられた補助金、これは融単事業で補助金というものは異様でございますが、カッコで書きましたように、災害復旧に使いました補助金で

それから六ページからあと、いま申しました分類とちよつとかえまして、総体の事業成果を、今度は融単事業と、予算の、要するに種目別に実績を見たものでございますが、まず、最初の融資単独事業でございます。融単事業は二十五年から発足いたしました。おるわけでありまして、未点灯解消戸数が五万一千八百六十五戸、電力不足解消戸数が七万七千余、合計十二万九千戸ということになります。それに、これに投入せられた補助金、これは融単事業で補助金というものは異様でございますが、カッコで書きましたように、災害復旧に使いました補助金で

でございます。主体は融資額でありまして、五十一億円が投入をせられております。

それから開拓地の関係は、二十六年以降補助事業としてやっておりますが、受益戸数が六万五千五百三十九戸、これに要しました国庫補助金が十三億三千万、融資額が七億七千万、それらを合計いたしました数値は、先ほど申し上げました合計数字でございますが、受益農家戸数二十六万八千戸、国庫補助額が二十五億、融資額が六十六億という姿であります。

八ページは、ただいまの分類を、今度は水力、火力、共同受電施設、一般受電施設というふうな、施設の種別に分けてみたわけであります。水力で申しますと、受益地区は百八十四、発電出力で二万三千六百八キロワット、受益戸数が八万七千戸、国庫補助金で六千四百万円、融資額が三十七億というふうな姿になっております。それから三十七億円というの、先ほど来御説明いたしましたいわゆる制度融

資以外のものも含めた金額であろうと思ひます。

それから火力が比較的少のうございまして、八十一地区、その受益戸数が約一万戸、共同受電施設が、地区数で四百五十地区、それから補助金で四億八千万、融資額が九億、一般受電が二千里地区で、受益戸数四万九千戸、国庫補助額が五億五千万、融資額が十億、以上合計をいたしまして、国庫補助金が十二億、融資額が五十八億というのが、総体の使われまし資金でございます。

なお、いま御説明いたしましたのは、表題にもございませうに、開拓地の部分は含んでおりません。

それから次に九ページでございますが、これはいわゆる小水力発電施設の建設の実績でございます。で、大きく分けまして単独発電方式と連係発電方式とあります。単独発電方式と申しますのは、その地区だけで、その施設で、一般の電力会社とは接続せず自給自足をやっておる電力供給方式であります。それから連係式と申しますのは、一たん一般の発電に連係をいたしまして、発電いたしましたものを、電気会社を通じて供給を受けるといふ方式でございますが、その二つに分けてみますと、地区数にして両者合わせて百八十四のうち、単独式が百三、連係式はいままで八十一というのが地区数の実績でございます。発電所数にいたしますと両者合わせて百九十四、そのうち連係式が八十八、単独発電方式が百六というふうなことになるております。で、それらのそれぞれ発電出力、受益戸数、総事業費、ここに書きましてとおりでございますが、一発電所当たり

の出力、単独式の場合に百一十キロワット、連係式の場合で百九十五、両者の加重平均では百二十一というふうになります。一キロワット当たりの建設費を見ますと、単独式の場合には修正がしてあることと存じますが、一キロワット当たり建設費は、単独発電の場合で三十五万二千円、連係式の場合で二十一万一千円、で、単独発電の場合には建設費が割り高になっておりますが、この建設費の中には配電の施設も含まれておりますので、それが実際の割り高以上に、建設費の中にそういうものを含んで平均がされておるようであります。なお、いまの一発電所当たりの出力といふところで、単独式百一十キロワットとありますのは、まことに申しわけございませぬ。印刷の修正がしてございませぬが、五十五キロワットでございます。御訂正をいたしたいと存じます。

それから次に一〇ページに書いてありますのは、先般、昭和三十六年、三十七年の両年度にわたりました、全国農業会議所及び関係県に委託をいたしまして、小水力発電の開発可能地域の、非常に連観的でありましたが、一応の調査を願ったことがございませぬ。その調査を願ったことがございませぬ。その調査結果の数値を一ページ以下にまとめてございませぬが、一〇ページでその概略を申し上げておきます。その結果によりますと、全国で約二千五百地点、六十万キロワットないし百万キロワットの小水力資源がある。もちろん経済性その他がございませぬから、全部が開発可能というわけではないかと思ひますが、一応の可能性としては、その程度の資源があるといふふうな調

査結果が出ております。なお、そのこととは次の一ページ以下で、県別に集計をしたものを載せておりますが、その縮めくりといひましたしましては、四ページのところで、全国計で、地点数二千五百十二、最大出力百五万四千キロワット、それから常時出力六十二万キロワット、これが六十万ないし百万の出力資源があるといふふうな御説明した数値のものでございませぬ。年間発電量といたしましては、八十億九千八百三十万キロワット・アワーといふことになるわけでありませぬ。一地区平均にいたしまして、最大出力で四百二十キロワット、常時出力で二百五十キロワット、年間発電量にいたしまして三百二十二万キロワット・アワー、これはキロワットと書いてあります。万キロワット・アワーでございます。三百二十二万キロワット・アワーといふふうなのが、この三十六、七両年度にわたつての調査の一応の結果の数値でございます。それだけの可能性があるといふことだと考えております。

それから一五ページ以下は、冒頭で予算総括あるいは融資総括を御説明をいたしましたけれども、これは多少年度にわたつて助成の方式が変わつてきております。その経過を年度を追つて書いておるものでございませぬが、先ほど概略は御説明申し上げましたので、重ねて御説明は省略をさせていただきますと思ひます。

以上が、この事業につきまして私どもが、と申しますか、政府のほうで従来手がけてまいりました助成の概要とその実績でございます。以上で終わります。

○委員長(吉田源太郎君) 以上をもつて説明は終わりました。

これから法律案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は御発言を願ひます。

○安田敏雄君 この法案は、提出者として農林水産委員長高見三郎としておられますが、きよは委員長お見えにならないで、代理に野原正勝衆議院議員がお見えになっておりますから、まづ、野原さんに対して御質問を申し上げます。

この法律案を議員提出として提案いたしましたいきさつといひますか、それについてまず簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(野原正勝君) 答へ申し上げます。実は、農山漁村電気導入促進法の改正の問題は、衆議院の農林水産委員会におきましてしばしば議案になりました。実は、前の農林漁業金融公庫法を昨年制定の際にも、この融公庫法の発電をひとつ認めてやつたらどうかといふような意見が強くございまして、公庫法の改正の際に、附帯決議をつけたこともございませぬ。あるいはまた、電気導入促進法の改正によつて、僻地電気導入——僻地に対して特に手厚い保護をしようといふ問題が論議されたときにも、やはり依然として小水力の、特に連係式発電事業といふものをひとつ認めてやつたらどうかといふような附帯決議があつたわけでございます。と申しますことは、すでにおわかりと思ひますが、実は参考資料として申し上げたものの中にもございませぬが、小水力の発電事業といふものが、すでに早いものは昭和二十八年

であつたと思ひますが、このころからずつと農業協同組合等によつて実施されてきて、現在全国で約八十一万所の事業が農協の事業、農協だけじゃございませぬ。中には森林組合もございませぬ。土地改良区もやっております。そうしたいわば農林団体の協同組合の手でもって電気を起こしておる。この事業が、本来は電気導入促進法をそのまま正しく読みますといふと、実は、自分が電気が少ない地帯に発電をしてこれを利用するというのが本旨なのでございませぬけれども、電気は送電線にたげばどこへでも移動ができるものでございませぬので、発電いたしました電気を、自分で必要なものを使つて、残りを売る——もつたいないから、残りは電力会社に供給するといふ契約をしてやつておつたわけでございますが、ところが、こゝろいう余剰電力を売電するといふ方式、これは本来の小水力資源の開発のこのころの考え方であつたわけですが、その後だんだん現地の事情等が変わつてまいりまして、できた電気は一応全部電力会社に売る、そして自分たちの必要なものはそのかわり全部買うといふふうな、いわゆる連係式の発電事業といふものが昭和二十八年から、これはもつぱら鳥取、島根、岡山、広島、山口、熊本、大分、宮崎といったような地帯で実は始められた。ところが、電気導入促進法をいろいろと相当に拡大して解釈いたしましたも、どうもすつきりしないものがあるといふことで、私ども、実は、農林漁業金融公庫による制度金融の中で、農業協同組合等のもので行なつてきた事業なんですけれども、どうも、いままでせつかくこれだ

に連絡をいたしまして、運用に遺憾なきを期さなければいかぬと、こういうぐあいに考えておられるわけでございます。

○安田敏雄君 ところで、実は今度この新電気事業法案が国会へ提案されているようにありますが、いままでの電気事業は昭和六年制定された旧電気事業法と、それから戦後における進駐軍の命令といえますか、指令によるものの公益事業令によって運営されておられるわけですね。今度は、新電気事業法案が出るについては、ただいまこの説明のありましたこの法案との関連は、十分にその新しい電気事業法案の中には考へておられたところがある個所があるわけですか。そういう点についてお伺いします。

○説明員(藤波恒雄君) このような小規模の水力の卸売り電気事業も、今度のいま提案しております新電気事業法の中に盛り込んであります卸売り電気事業という範疇に入ると考へております。ただ、若干つけ加えて申し上げますと、従来の農山漁村電気導入事業法に基づきまして、小規模の水力の発電を、主として協同組合の会員の人たちの需用に消費するといふ目的をもってつくられましたものにつきまして、たとえそれが連係式で相当な部分で電力会社に卸売りしておりますものにつきましても、運用上いわゆる自家用電気工物という範疇に考へて、電気事業者としてではなく、自家用電気工物施設規則という取り締まり規則で取り扱っているものもございまして、これを、ちょっとつけ加えて申し上げます。

○安田敏雄君 この法案が通過しますと、いまの府県でもってダム発電あるいはその他のいろいろな水力発電、いろいろ公営発電をやっておりますね。それを各地域の電気事業者が売電してまいります。そういう形を、今度は地方の山村の市町村にいわば財源的なものを与えて、それをもとに振興させるといふ意味でこの法案がつくられたわけでございますから、そういう点になりまして、今度は市町村公営といわぬまでも、町村公営といわぬまでも、これらの農業協同組合等のものが出資した法人格が準公営事業になりますというところ、やはり県営と同じようなぐあいにこれは電気事業者が買電をするのだと、こういう問題が必然的に出てきますね。それらの点を明確に今度の新しい電気事業法案の中で取り扱っておるかどうかということをお伺いします。

○説明員(藤波恒雄君) 規模が違ふことと、ございませぬけれども、形としてはお話しのように公営電気事業者と同じ形になります。

○安田敏雄君 これは実は未開発地帯におきましても、もう大体、水力の包蔵電力、水資源といふものはかなり開発されておるように見受けられます。あとはこの支流にあるところのこういうような小水力規模の水資源といふもの、やはり電力会社の水利権設定の中に相当多数網羅して含まれていると思ひます。そうしますと、今度はその小水力発電を準公営というような形で行なう場合に、それらの水利の調整という問題が重大な問題になってくるわけですよ。そういう場合に、それらに對するところの配慮は、これはどういうようにするのか。たとえば自分のところでは、落差もあるし水量もあるから、それだから今度は村の財源を豊かにするために発電事業をやろうということでも市町村で申請し、市町村長の意見を聞いて知事がその発電計画を立てます。それを今度は通産省並びに農林省に申請した場合に、今度は電力会社のほうから、おれのほうではあそこ水利権をも確保してあるのだから、そういうようなことはまかりならぬ、こういう問題が出てくると思ひますよ。それらの調整の問題をいかにやうな形で考へているのか。これは特に、せつかくこの法案が通りましても、その水利権の問題でこれは押えられてしまふと、どうにもならなくなつてしまふ、こういう場合が出てくるわけですね。したがって、法案が、結局議員提案で出したけれども、ただまあ何といふか、表向きだけのことで、実効があがらないと、こういうような場合のことを考へましたときに、やはり今度の新電気事業法案の中で、それらの問題の解決を合理的に表現して、あるいは処理していくといふことがなければならぬと思ひますけれども、その点についての御意見を伺ひしておきます。

○説明員(藤波恒雄君) その点は、確かに本問題の問題点の一つでございますが、新電気事業法案の中の電気事業者に対する許可基準の中に、水力発電につきましても、水の有効利用上適切なものであるべきことが載つておりまして、法律上はこの小水力の開発問題につきましても、その観点から検討することになるわけでございます。で、具体的に申しますれば、ある地点をもう少し大規模に開発したほうが水の有

効利用上、国家経済的に利益である、こういうような場合でありまして、電力会社等で具体的計画を持っておるといふような場合には、その辺の調整を行なわなければならぬわけでございます。これらにつきましても、ケース・バイ・ケースに、計画が出てまいりました場合に調整をしていきたいと考へておられるわけでございます。

○安田敏雄君 たとえばこの本流に大発電所をつくるという、たとえば出力が一キロワットであるとか五千キロワット以上という大きなものを開発するときには、あるいはその流域の変更をしなければならぬ場合もあるでしようと思ひます。しかしながら、小水力発電所をつくる場合におきまして、流域の変更をしない、落差があるところの地点へ持つていって流域の変更をしないという場合には、これは優先的に認めていいじやないか。ところが、電力会社のほうでは、流域変更はしないけれども、水路を設けることによつて漏水等の変化が心配されることとこれは全然承知しないという場合があり得るのですよね。ですから、そういうような場合をあらかじめ考慮しない、せつかくこの法案が通つても、これは何にもならないことになつてしまふわけですよ。ですから、この新電気事業法案で、いままでも県営でやっていたような、公営と同じような卸売り電気事業者として認めていこうという意欲があるならば、当然にこの小水力発電所に、流域の変更をしないという場合には、水の調整云々にかかわらぬ、それが下流の発電所にかかわらぬ、それが下流の発電所にかかわらぬ、これを優

先化するといふことくらいは、電気事業法の中で取りきめをしないと、ケース・バイ・ケースではやはり電力会社のほうに押されてしまふというやうな結果が出てくるわけですよ。で、なお押されて電力会社の意図のままに開発がでなかつた場合においては、その小水力発電事業を営むことができなかった場合においては、今度はみすみすその部落なり村なりの財源収入を葬つてしまふという結果になつてしまふと思ひます。これらの水の調整というのは、電力会社との間の水の調整といふものは、非常に重要な問題として考へられていかなければならないといふように私は考へます。こういう点についてもう一度済みませんが、お伺いたします。

○説明員(藤波恒雄君) 現在考えられております小水力地点は、比較的流量の少ない小さい河川を対象にしているのが多いのでございまして、すべてが電力会社の計画する地点と競合するということではないと思ひます。が、しかし、競合いたしました場合には、やはりその両者の計画の時期的關係もございませぬし、あるいは水量の關係、いま先生のおっしゃる流域変更であるかいなかというやうな關係、やはり地点ごといろいろな千差万別であると思ひます。その場合には、具体的に考へ持っているわけでございますが、関係官庁としての通産省、農林省、建設省等も、場合によりますれば中に入りまして、いろいろ調整をするといふことにならうかと思ひます。しかし、実際問題としまして、従来の小水力の発電の開発の経緯を見てみま

先化するといふことくらいは、電気事業法の中で取りきめをしないと、ケース・バイ・ケースではやはり電力会社のほうに押されてしまふというやうな結果が出てくるわけですよ。で、なお押されて電力会社の意図のままに開発がでなかつた場合においては、その小水力発電事業を営むことができなかった場合においては、今度はみすみすその部落なり村なりの財源収入を葬つてしまふという結果になつてしまふと思ひます。これらの水の調整というのは、電力会社との間の水の調整といふものは、非常に重要な問題として考へられていかなければならないといふように私は考へます。こういう点についてもう一度済みませんが、お伺いたします。

すと、水利権の調整問題でそれほどむずかしい問題になったという例はあまり聞いておりませんので、その点はケース・バイ・ケースで解決するといふことで、それほど差しつかえないのではないかと私もは考えておる次第でございます。

○安田敏雄君 私もそういうふうに理解しておりますが、問題は従来の農村電氣導入というのは、これは終戦以来非常に、農村に電氣が、未点灯部も多し、特に電力はきわめて導入されておらなかった実態があるわけですね。で、さらに電力といっても、三相電力はほとんど入っておらないといふことで、これを供給するために、これらの点を補うために、家用電氣工作施設として營利を目的としないでやめたわけなんです。ところが、今度状況が変えて変わるわけです。この法案が通ると、従来電氣を導入してあつても、今度はその水力が、發電水力地点があつたならば、可能な地点があつたならば、今度は申請するといふと、小水力の發電事業ができ得るようになるわけですね、なるわけなんです。そうすると、この二千五百カ所の地点は、従来のような形の自家電氣をまかなうためのその發電所とは趣を変えてたくさん出てくるわけですよ。当然そういうことになりまして、水利の調整といふことは重大な問題になつてくるわけなんです。この小水力電氣事業をやることによつて、五百キロワットなら五百キロワット出力の電氣事業をやることによつて、それを電氣することによつて収入をあげようといふわけですか、場合によれば、今度自分のほう

が事業をやることによつて、供給のほうは一般の村民が個人的に電力会社に電氣料を払いなさい、おれの場合は電氣をやるということも、これは配電事業はできませんから、御売り電氣ならできませんから、こっちのほうは収入をあげますよといふことになり、村のそういうような状況が変わつてくるわけなんです。ですから、そういう点について問題が出てくるのではないかと、私を指して聞いておられるわけなんです。ですから、そういう点については、水利調整については優先するとか何とかじゃなくて、やはり電氣事業者と協議するといふような条項か、あるいは知事があつせんといふこと、あるいは入念な調査が必要で、必ず問題が出てくる、こういうふうには私には考えます。この点はいかがでございますか。

○説明員(藤波恒雄君) 具体的に開発計画を立てます場合に、当然、将来の御売り相手である電力会社といふような面において協議をした上で計画を立てられることになると、御売り、要するに、まず、その發電された電氣を電力会社に買つてもらうわけですから、それのまず事前交渉もございませうし、それから当然いままのお話の水利の調整もあらかしめ話し合ひをつけてやることになるとおもいます。

その流域においてその水の揚水して、山村僻地ですから平野はありませんから、三反歩、四反歩を開田しようといふ場合においても、なかなかそれは用水を川からは、水城から上げること許さないのです。そういうような状況の中で、今度この法案が出たときに、一般の村民、村は、電氣事業者から供給を受けておる、自分のほうは水利があるから、今度のは開発しようとするときに問題が出てくるわけです。だから、これらの問題のそういう調整のあり方を、やはり、それはどういうその結果になるかは別にいたしまして、開発できるような結果になるか、あるいは、話し合ひがとどのわかないで、そのまま終わるかというわけでも、やはり新電氣事業法案の中へ、この際、そういうようなものを一項考慮しておく必要があるのではないかと、この際、私は考えるわけなんです。この点は課長さんではなんでしょうか、委員長の御見解を聞きたいと思つております。

○安田敏雄君 これは、たとえその地域の電氣事業者が確保しておる水利権の流域といふものは、ほとんどこれは他に利用ができません、たまたま電氣事業者の承認がなければ、ところが、この承認をするといふのは、なかなか容易なものじゃないのです。たとえ

います。ところがその地域の協同組合なり、とにかく、できたものが全部その地帯の方々の手で開発されるわけでございますし、もし利益があれば、それはことごとく地域住民に還元されるという形の性質のものであるならば、おそろくは開発のコストといふか、建設費なども非常に膨大な補償などは必要としない場合が多かろうと思つて。同時にまた、現在たまたま農業水利などで水路が現にあるだけ利用するといつたようなことも可能でございませうし、まああらゆる面をそつとつた具体的な開発のしやすさいような地点といふものは、農林大臣にばかりでなしに、実は通産省側にも十分な連絡をはかつて、あらかじめこういふ計画でございませう。一体何ほで買つてくれるんだというふうな実は話をした上で、十分な了解ができて、あるいはまた仮契約ぐらひはしておいてからまあ工事にかかる。こういうふうなことを考えておられるので、相手が買つか買わないのか、話がどこまで、どの程度のコストでございませうかといふような、全然無計画なものをやることは考えておりませんので、まあこれはあくまでもその地域の農協なり、各種団体なり、住民の生活の安定向上に役立つ、所得の増大に役立つといふような地点だけを選んでやつていい。しかも、そのことによつて国の重要なエネルギー資源の開発ができて、国の経済の高度成長に大きな役割を果たし得るといふことならば、今後その奥地の水資源地帯の山林の維持管理、造成等について地域住民が積極的に努力するといふ利点もある

わせ考えて、ひとつこの小水力發電事業といふものを今後できるだけ着実に進めてまいりたいといふふうで考えている次第でございます。

○櫻井志郎君 いまの安田委員の質問ね、これは流れ込み式で考えれば、事実問題として、流れ込み式の發電所で考えれば、上からくる水がそのままその發電所を通じて直接大合社の發電所へ入つていくからこれはもう全然支障はない。それからダムでつづつて、その流域の洪水を若干貯留して發電する場合も、下流の發電所に対して、益こそあれマイナスは私はない。マイナスが出てくる場合は考えられないんじゃないか、そういう意味では安田委員が御質問になつたように、これはさうじゃないといふふうに考えるのですが、もう一べんその点野原先生から。

○衆議院議員(野原正勝君) その点櫻井委員の御指摘のとおりでございまして、私もそれは電力会社が水利権をたてにして、こうした農山村の実態に對して、少しでも役立つといふやうな、この小水力の發電の開發事業を頭ごなしに押さへようといふことには、万一にもなからうといふふうに考えております。まあ独占企業といわれられている九電力、あるいはまた電源開発といふやうな仕事は、大きな流域の大きな發電を考えていらつたんです。実は独占企業ですから、どんな沢でもそこにエネルギーとして開發すべきものがあれば、急速にこれを開發しなればならぬ段階であらうと思つてございませう。最近においては、電力のコストのこと

も考えて、やともすると、貴重な水資源を發電として利用するといふこと

にあまり必ずしも積極的でない。むしろ火力発電、日本にない石油などを外国から輸入をして、これを燃料として発電をしてやる。なるほどコストは安いかもしれないけれども、ばく大なわが国の大事な外貨を外国に払ってやる。それで安いと言われたんじや一体どうなるのか、私もから言わしむれば、これはその地帯にある山村の開発でき得べき資源があるならば、しかもこれが山村の現実に困つておる地域住民のしあわせになるならば、これは電力会社側でももう全面的にそれに対して協力をするくらいな腹がまえになつてもらいたい。これがほんとうの電力会社のあり方であらうというふう

に私どもも考えておるわけでございます。そして、そういうような紛争などというものは断じてなからうと思ひます。またむしろ奥地の資源の開発によつて下流の大発電を計画されておる電力会社等に對しても全然御迷惑を及ぼすようなことはなからうかと考えておりますので、その点は今後そういう紛争の問題等が起りましたときにおきましては、われわれも十分検討してみたいと思ひますが、これはもうした大きな企業としての発電事業というものの向こうをはたつてやろうというふうな意味では毛頭ないわけでございます。出発点からして大事な資源を開発して、山村の経済のために役立てようというふうなやさやかな願望にすぎない、さうに考えておりますので、その点もあわせて御了承願ひたいと思ひます。

○安田敏雄君 趣旨はよくわかつてはありますが、まことにけっこうなことだと思いますが、これはその次に伺ひたいのは、従来このように小水力発電事業に對する建設単価の基準というふうなものは、きつとおありだつたと思うのですよ。総工費に對して年間間の可能発生電力量、こういうふうなものとの比ですね、比を大体キロワット・アワー当たりいままでのくらゐに押えておられましたか。建設単価で

○政府委員(倉谷孝君) 私もあまり詳しくございませんで、答えが的確は少しもできませんが、一応先ほど御説明さしていただきました資料の九ページを見ていただきますと、従前のいわゆる自家用の切り離しました単独発電方式の場合と連係式の場合とそれぞれ若干事情を異にしてありますが、この表にございませうな、いままであります発電所数百九十四につきましては、一応一発電所当たりの平均出力が単独式の場合で五十五キロワット、連係式の場合約二百ちよつと足らず、一キロワット当たりの建設費は単独式で三十五万円、連係式で二十一万円というふうなことになるかと。これを何と申しますか、一キロワット時当たりの単価に直してみますと、大体従来のお水力は二十五円見当というふうになつておるやうに聞いております。大体以上がコスト関係の従来実績からくるものでございまして、基準としてはむしろ補助をいたします場合に、たとえ一個当たり事業費が先生御承知のやうに九万円まで助成の対象にするといつたやうなことで、受益農家の負担が過重にならないといつたことを一つの助成の際のめどにしてはいるかといつたこととございませう。

○衆議院議員(野原正勝君) ちよつと関連して、安田先生の御質問のあれは、小水力発電事業の一キロワット・アワーに對する建設費の単価のことだと思つたのでございませうが、実は青い表紙の差し上げましたの十ページをらんいたしたいと思つたのでございませうが、これに書いてございませうけれども、これはほんとうに各農協についてあれでございませう。これでいきましたと高いものは二十八万円というものがございませうが、安いものになりますと十一万円、まあ二十何万円というのはいくら端な例でございまして、大体十一万円、十二万円、十五万円、二十一万円、十七万円というやうな、十二、三万から二十二万円ぐらいが最高のところでございませう。安いものになりますと、これはどういふ関係ですか、たいへん安いものもございませう。六万円ぐらいのものもございませう。まあ平均いたしまして、十六、七万円というところであるやうでございます。そういう単価でございませう。年間の発電の総量と、小水力の発電の分は比較的発電時間が一般よりも長い、多いというふうな言われたいと思ひますが、大体やはり売電の場合、売れる値段が大かた一つのめどにもなるやうかと思ひますので、その辺のところから考えますと、そう大きな変更は今後も必要でないのではないかと

いけますと、そうすると器材、人件費その他の上昇というやうなことでいけますと、基準を、これ以下のものは許可してはいたらないのですが、これ以上になると許可しないといふことになるやうな、こういふ点もあわせて修正していく必要があるのではないかと、農政局長どうです。

○政府委員(倉谷孝君) 一キロワット時当たりの建設単価は先ほど申しましたやうに、従前実績ではまあ比較的小さいものでは二十三円ないし二十五円程度、それから小水力の中でも比較的大きいもので、二十二、三円というのが基準であつたやうでございませう。融資をする場合の一つのめどとして、その辺のところを原則として考えてきたのが従来実績であります。今後も多少物価その他の関係がございませうが、一律に二十三円とか、二十五円とかいふことで、絶対額でそういう指導をすることは、いささか弾力的ではないと思ひますが、大体やはり売電の場合、売れる値段が大かた一つのめどにもなるやうかと思ひますので、その辺のところから考えますと、そう大きな変更は今後も必要でないのではないかと

○安田敏雄君 そうですと、従来許可基準といふんですか、何といふことか——にはとられない、こういうことになるわけですね。

○政府委員(倉谷孝君) 従前も別にやがまし許可基準というやうなことでなしに、公庫が融資をなさるときの一つのめどとしてその辺が常識的な単価だといふことで御指導をいたしておつたわけですが、それがいまして、必ずしも硬直的なものではございませう。今後水位に應じて無理のないところで、と申し上げますのは、あまり電力の売れる値段と無関係なもので困ります。それはもう当然事業を始めるに際しては、お考えをいたしておるわけにございませうから、その辺のところは、無理のない指導をいたしたいと思ひます。

○安田敏雄君 ところで通産局の方に伺ひますがね。この小水力発電が今後は相当ふえるだらうと思ひます。また場合によれば、電力会社の手の届かないところでは、電力会社でも自分で電源開発するよりも安い電気が配電できるといふことになれば、多少好意的になる面もあるやうかと思ひます。流量変更をしないところにおいては、そういうやうな問題を考えましたときに、戦前の公營電気事業やつていたところありますね。公營電気事業、小水力発電で、これらが配電統制でみんな吸収合併されました。そういうところが今度新しく小水力発電をやつておる個所でもつて、まあ起債だとかあるいは農林漁業金融公庫の融資だとか、またはその財源にも多少役立つというやうな場合を見たときに、昔の配電統制令で捨て値で合併されたところの救済問題が出てくると思ひます。そういうものとの間の関係ね。これらに對する問題の処理はもう考えていかないといふ方針ですか。多少はそれは電力会社と電気事業会社ですか、と話し合つてさういふものについての救済策は多少講じるという気持ちはおありですか。

○説明員(藤波恒雄君) いまのお話の点は、いわゆる國家総動員法関係法令

○安田敏雄君 趣旨はよくわかつてはありますが、まことにけっこうなことだと思いますが、これはその次に伺ひたいのは、従来このように小水力発電事業に對する建設単価の基準というふうなものは、きつとおありだつたと思うのですよ。総工費に對して年間間の可能発生電力量、こういうふうなものとの比ですね、比を大体キロワット・アワー当たりいままでのくらゐに押えておられましたか。建設単価で

○政府委員(倉谷孝君) 一キロワット時当たりの建設単価は先ほど申しましたやうに、従前実績ではまあ比較的小さいものでは二十三円ないし二十五円程度、それから小水力の中でも比較的大きいもので、二十二、三円というのが基準であつたやうでございませう。融資をする場合の一つのめどとして、その辺のところを原則として考えてきたのが従来実績であります。今後も多少物価その他の関係がございませうが、一律に二十三円とか、二十五円とかいふことで、絶対額でそういう指導をすることは、いささか弾力的ではないと思ひますが、大体やはり売電の場合、売れる値段が大かた一つのめどにもなるやうかと思ひますので、その辺のところから考えますと、そう大きな変更は今後も必要でないのではないかと

できました日本発送電株式会社等への電力設備の強制出資に關連するいわゆる復元問題のことをおっしゃられたと思うのですが、この問題は、本件とはまた別個の観点から取り扱うべきものだろうと私は考えております。

○安田敏雄君 参考までにそれではお聞きいたしますがね。あの当時配電統制令で合併されました全国の公營事業の復元進行状況はどういうふうになっていますか。農村の小さい発電所、相当あると思うのですよ。これはあとでもいいですがね。それは今度の新電気事業法案を契機にして全部二百キロワットくらいものから小水力発電事業ですね、そういうものから全部、復元の問題については、ここで何らかの解決をしていかなければならぬというふうなことが言われておりますが、そういう問題について、少しでもいいから知っているところがあつたら、この際お聞かせ願いたいと思つてます。

○説明員(藤波恒雄君) いまの復元の問題は、私の承知しているところでは、全国的に見ますと大体解決している、二、三のところを解決して残しているようでございますが、大体解決していると思つて残つておる点につきましては、着々とその解決の方向に進んでおるといふぐあいに了解いたします。

○安田敏雄君 そこで、なお農政局長にお聞きしたいのですがね。この従来の自家用式な小水力発電事業であつたのですからね。自家用式なといふか、それは従来は大体その規模としてこれは平均単独発電方式が五十五キ

ロワット、それから逓係式が百九十五キロワットといふんですがね、いままで最高大体どのくらいに押えておつたんですか。認可出力というか、そういうものですか。

○政府委員(昌谷孝君) これも一律的にやっておるわけではございませんが、一応原則的なものの考え方としては、五百キロ程度を、まあ最高と申しますか五百キロ程度までというふうなおつたわけでございます。

○安田敏雄君 そうしますと今度はそういうふうな問題は、小水力には違ひないのですが、多少千キロ近くになつてもそれは認可していくと、そういう方針をとっていくお考えですか。

○政府委員(昌谷孝君) 逓係式でも従来の平均で申しますと、ここにありませうなことで、そう大規模なものではないわけでございます。この修正が衆議院のほうで御議論になりました際、私も関係各省とも今後の方針をいろいろ研究してみようと思つておるわけでございませう。この法律により申せば、省令で一応の規模を予定しておるようでございます。まあ千キロと申しますか、二千キロまでが限度ではなからうか。

○安田敏雄君 農政局長にお尋ねしますがね、まあこの種のかく発電地点が二千五百カ所もあるというわけですから、この法案が通りますと、来年は飛躍的に発電計画が増加すると思

は、飛躍的に発電計画が増加すると思

のですよ。そういうふうな点につきましては、この法案に私ども賛成する以上は、特に要望しておきますが、来年は相当農林漁業金融公庫の資金量も飛躍的に増加させないと、その事業の遂行にはならぬと、で問題の趣旨には電源開発という国内資源の十分な活用といたしませんか。そういうふうな点には役立たない、こういうふうな思ふわけですか。したがって来年度におきましては、今度農林漁業金融公庫の資金量をふやす場合には、法改正をしなくてもよくないかと思つておる。だからそこを

は、今度農林漁業金融公庫の資金量をふやす場合には、法改正をしなくてもよくないかと思つておる。だからそこを

は、今度農林漁業金融公庫の資金量をふやす場合には、法改正をしなくてもよくないかと思つておる。だからそこを

は、今度農林漁業金融公庫の資金量をふやす場合には、法改正をしなくてもよくないかと思つておる。だからそこを

は、今度農林漁業金融公庫の資金量をふやす場合には、法改正をしなくてもよくないかと思つておる。だからそこを

は、今度農林漁業金融公庫の資金量をふやす場合には、法改正をしなくてもよくないかと思つておる。だからそこを

ないと思つておる。資金ワクの確保につきましては十分御期待に沿いたいと思つておる。それから、小水力発電事業とは関係がないわけでございますが、けれども、まだまだ農山村へ行きますと相当な点灯、あるいは山村電力の導入しておられない村落がたくさんあるわけですね。たとへば、電灯は入つておつても動力が入つておらぬ、山村電力も入つておらぬというために、その地域に山林があつても村の人たちは薪材だけで出してしまつて、そこでその加工ができないために、当然村に落ちるたぎりに相当する部分、その他の日当等がそれらは山村の部落に残らないでみんな出かちやうわけなんです。そのもとをよく尋ねてみますと、い

そのもとをよく尋ねてみますと、い

そのもとをよく尋ねてみますと、い

そのもとをよく尋ねてみますと、い

そのもとをよく尋ねてみますと、い

そのもとをよく尋ねてみますと、い

ままで十年の配電線の維持費がどうのこうの、その補償費がどうのということを考へないで、十年をさらに延長して十五年とか、あるいは二十年を考へても積極的に行つておられる地域に對しましては、工事負担金の一部の補助をより増額していくんだ、こういう前向きな姿勢が必要ではないかというふうな考へるわけでございますが、これらの点についての通産省並びに農政局長のほうの御意見をひとつ聞きたいと思つておる。

○政府委員(昌谷孝君) 私どもも、今後の問題としていま御指摘のような点を力を入れてまいらなければいかぬと思つておる。関係各省ともそういう線できらに積極的に話を進めてまいりたいと思つておる。で、いま御指摘の山村地区の動力の導入は、現在でも実は公庫資金の融資単独事業の對象としては、そういう施設も對象とするようになっておるようでございます。また、今度この法律の成立に伴つて出てまいります逓係式ということになりますれば、おそくはそういう山村化を含んだものというふうな思ひます。しかし、それだけでは御指摘のようにならぬ方法ではございませぬので、積極的な電力会社の御協力を得る方法でさらに問題の解決を促進してまいりたい、さように考へておる。

○説明員(藤波恒雄君) 御指摘の工事負担金の問題は、単に農山村の電気のみならず、一般に通ずる大きな問題でございまして、実は制度としては御承知のように電気供給規程によりまして認められておる道であるわけでございます。

ますが、お話のような要望は各方面から常にあるわけでございます。われわれといたしましては、供給規程の改定等の機会があるごとに、合理化と申しますか、できるだけ御要望に沿うような方向で検討してまいっておるわけでございますが、今後も御趣旨の点についても考慮に入れまして検討してまいりたいと思っております。

○安田敏雄君 この工事負担金というのは、通産大臣の認可になっておりますね、基準をつくるときには。

○説明員(藤波恒雄君) さようでございまして、ただいま申し上げました電気供給規程が通産大臣の認可にかかっておると思っております。

○安田敏雄君 そこで、まあ私は末端にいますからわかりませんが、これはランプが電灯になっただけでは、文化的とは言えないのですよね、今日の状態では、やはり電気を導入するということは、電灯も電力もあわせて入るということでなければ、農山村の文化的水準の向上にはならぬわけですね。また収入も少ないわけですよ。さつき私事例をあげたのですけれども、素材だけで出してしまつて、製材関係はほとんど町のほうにいつてしまつて、山奥ではただ人夫賃を取るだけだ、こういう状態は山村に行けば幾らでもあるわけですよ。ですから、そういう問題を解消するためには、どうしても工事負担金をもう少し大幅に安くしていかなければならぬ。そういう事情のところはそれは電力会社に私は協力する体制をつくり出せばいいと思うのですよ、通産省自体が。こういう都市のところに供給する工事負担金と農山村の僻地に供給する工事負担金とは、おの

ずからその性格を異にすべきだろうと思つておるのです。その点はやはり強力に推し進めていくべきであらう、こういうふうに考えるわけですね。特にことしあたりの法人の所得を見ますと、電気事業者の所得というのはよくなつていゝるわけですね。松下さんよりか上になつていゝるところがあるわけですよ。二位、四位、九位三十傑に四社も入つていゝるような始末ですからね。ですから、そういうような状態の中で相当取益を上げておるといふならば、公共性を發揮して、しかもその農山村の山奥のほうでは、一番水利のものは、一番源なんですよ。植林もするだろうし、山の管理もするだろうし、そういう目に見えない苦勞をしておる。自分のそばを電氣の高圧線が通つておつても、自分のところは電氣が入つておらんぬのだという、こういう状態はたくさんあるわけですよ。ですから、そういうところに対しては、やはり工事負担金というものは、格別の低廉な方式を採用していくべきであらう、こういうふうに考えますが、ひとつ通産当局の、特に今度新電氣事業法案がつくり出されるときでございまして、そういう点につきましても特にひとつ配慮したい、このように考えますけれども、いかがでございませうか。

○説明員(藤波恒雄君) 御意見の点、十分考慮して検討してまいりたいと思つておる。

○渡辺勤吉君 関連。私は、質問のときは通産省が呼んでおらない予定ですから、関連して伺います。それではもっと具体的に、この工事負担金についてこれを拘束しておる現行の電氣供給規程をどういふ程度に、前向きに改定をされる方針で検討しておるといふことばですが、それを一体どういふ程度までこの規程を改定されようとしておるか、その方向をもう少し具体的にお願いしますと思つておる。

○説明員(藤波恒雄君) 先ほど申し上げましたのは、従来も供給規程の改定の際に、工事負担金を取る設備の対象範囲とか、あるいは電力会社が負担すべき金額の水準等を引き上げると、こういうことをやっております。今後具体的にどういふふうにするかということにつきましては、いま私から申し上げる立場にもございませぬし、段階にもございませぬので、あしからず御了承いただきたいと思つておる。

○安田敏雄君 この点は私は電氣事業法案の審議のときにでも譲ります。ここでは、したがつてこの農山村の実態の中から考えますと、農山村に対する電氣導入の工事負担金というものは相当基準を下げて、一般の工場とかその他のところへ供給するものとは画一的にしないような方策を講ずべきである、こういうふうに私は要望しておる次第であります。まだありますけれども大体以上で、時間の事情がありますから……。

○仲原善一君 一言だけちよつとお伺いしたいのですが、実は私の県、この小水力をずいぶん初めからやっております、いまでも二十数カ所できておりますが、今回の改正で何かこうすつきりしたような気持がして、非常に衆議院の農林水産の方に敬意を表するわけでありまして、ただ、従来運営して来た場合で運営上の問題にならうかと思つて、何と申しますか、売

電の場合の問題です。これが実は非常にどの場合でも簡単にはいつておりませんので、この問題でだいた私も手がけたわけでございますけれども、なかなかむずかしい問題が介在してございまして、どういう値段で売つたらいいか、あるいはどういふ値段でなければ買ぬぬという、いわゆる何と申しますか、電力会社のほうの側との交渉に非常に手間をとります。一単協の組合長が行つてなかなか交渉しても、ちががなかなか問題がたかさんありますが、これはこのコストが安ければ安いなりたかたかれます。それからあまり高くなりまして、非常に隘路になつております。従来経路がありますので、この売電計画に、通産省あるいは農林省が中に入つて多少あつせんような形が好ましいのではないかと、このうちが好ましいとしたり、またコストの計算の場合でも、何かほんとうの協同組合、農業協同組合は官利が中心じゃありませんけれども、だからいつてたければいいというわけでもありませんので、その点、経営上の適正な利潤と申しますか、そういうものが含まれるような形で指導してほしいというような点について、通産省なりあるいは農林省はどうかというお考えを持っておられるのか、特にこの法案が通つて運用される場合に、売電がうまくいかなければ、すべてこの事業がストップいたします。これがうまくいって農協あるいはその事業者の方が多少でも適正な利潤が得られるという形になれば、うんと伸びていくんじゃないか、そういう気がいたしますので、従来そういう点

で非常に苦勞しましたので、どういふお考えを持っていらつしやるのか、その点だけをちよつとお伺いいたしておきます。

○政府委員(昌合君) 今後この事業が円滑に伸びてまいりますためには、いま御指摘の調整を申しますか、あつせんが円滑にいくことが非常に大切なことと思つておる。私ももそういつた方向で関係省とも今後十分提携をして、御趣旨に沿いたいということ、せんだつてからいろいろ準備、話し合ひをしておるわけでありまして、やはりこういう小規模の施設でございまして、おそろくは一般の原則的な原価主義ではじかれました単価との間には、かなりのゆとりが出てくるものと思つておる。従前もそういう意味合ひで、一割ないし一割五分程度のゆとりが見られてきたようでありまして、今後ともそういうことが形式的な原価主義に流れないで維持できますよう、その辺の法改正の御趣旨も十分体しまして、関係各省の御理解のもとに指導してまいりたい、かように考えておる。

○安田敏雄君 最後にもう一つちよつと通産省にお尋ねしますが、いまの流れ込み式または準流れ込み式のような発電で、建設単価キロワットアワー当たりどのくらい、電力会社が引き取る場合に、三円とか三円五十銭とかいふ場合があると思いますが、その場合に現在の機械の値上がり状態の中で、いま現在のどのくらいなら引き合ひますか。二十五円とか二十三円とかあるでしよう。

○説明員(藤波恒雄君) 現状を申し上げますと、電力会社におきましては、

電の場合の問題です。これが実は非常にどの場合でも簡単にはいつておりませんので、この問題でだいた私も手がけたわけでございますけれども、なかなかむずかしい問題が介在してございまして、どういう値段で売つたらいいか、あるいはどういふ値段でなければ買ぬぬという、いわゆる何と申しますか、電力会社のほうの側との交渉に非常に手間をとります。一単協の組合長が行つてなかなか交渉しても、ちががなかなか問題がたかさんありますが、これはこのコストが安ければ安いなりたかたかれます。それからあまり高くなりまして、非常に隘路になつております。従来経路がありますので、この売電計画に、通産省あるいは農林省が中に入つて多少あつせんような形が好ましいのではないかと、このうちが好ましいとしたり、またコストの計算の場合でも、何かほんとうの協同組合、農業協同組合は官利が中心じゃありませんけれども、だからいつてたければいいというわけでもありませんので、その点、経営上の適正な利潤と申しますか、そういうものが含まれるような形で指導してほしいというような点について、通産省なりあるいは農林省はどうかというお考えを持っておられるのか、特にこの法案が通つて運用される場合に、売電がうまくいかなければ、すべてこの事業がストップいたします。これがうまくいって農協あるいはその事業者の方が多少でも適正な利潤が得られるという形になれば、うんと伸びていくんじゃないか、そういう気がいたしますので、従来そういう点

水力はほとんど貯水池式とか用水式の大規模なものをつくっております、それを昼間あるいは初夜におきます電気の需用がきわめて旺盛な時間に発電をする、いわゆるわれわれこれをピーク発電と称しておりますが、ピーク発電として運用しております。一方ベースに発電する電源といたしましては、御承知のように火力発電を主に開発してございまして、いわば昔流れ込み式水力がベースになっておりました時代の水力が、いまは火力発電に置きかわっている、こういう形になっております。その意味から申しますと、この小水力から出ます電気は、むしろ火力発電の発電原価と対比するべきものかとも思いますが、そういったした場合に、現在の新しい火力発電の発電原価は、大ざっぱに申し上げますと三円程度でございまして、だんだん重油発電等が盛んになってまいりまして、二円五十銭近いものも出てまいっておりますが、概括的に申しまして三円弱、キロワットアワー当たりでございまして、そういう状況でございまして、

○安田敏雄君 建設単価でなく
○説明員(藤波恒雄君) そうでござい
ます。
○安田敏雄君 建設単価でなく
て……。
○説明員(藤波恒雄君) はあ、売電単
価に相当するものでございまして。
○安田敏雄君 大体まだありますが、
時間の関係がありますから……、いざ
れまた渡辺さんがあさつてするよう
でございまして、そのときに一、二
関連しますけれども、最後に御要望申
し上げておきますが、まことに時宜を

得たい提案だと思えます。提案した
責任者として、どうかひとつこの政府
側のほうへできるだけの資金量は特に
御配慮願いたいということをお願い申し
上げて、私の質問を打ち切りたい
と思えます。
○衆議院議員(野原正勝君) いろいろ
と建設的な御意見がありたく承わりま
した。何といつても、私どもは山村の
経済を大きく振興するために、眠れる
資源を活用するという点で、これは小
水力発電事業、農山漁村電気導入即進
法の改正は非常に画期的な意義がある
ことだと思っております。したがっ
て、明年度の予算要求にはひとつ大い
にまあやるつもりでおりますので、よ
ろしくひとつ御鞭撻等お願いを申し上
げたいと思えます。
○委員長(青田源太郎君) 本日はこれ
をもって散会いたします。
午後四時十分散会

五月二十二日本委員会に左の案件を付
託された。
一、レモンの抜打ち自由化取消しに
関する請願(第二六〇三号)(第二
六二七号)
第二六〇三号 昭和三十九年五月十
二日受理
レモンの抜打ち自由化取消しに関する
請願
請願者 熊本市草葉町二五 鶴
田源志外十九名
紹介議員 阿部 竹松君
今回、政府はレモンの抜打ち自由化を
断行したが、このような不当な政治的
行政措置を廃除して、即刻自由化を取

り消さしめられたいとの請願。
理由
政府は十分な審議を経ることなく、ま
た、総選挙の際の公約をもふみにじっ
てレモンの抜打ち自由化を断行した
が、これがため農民が辛苦して築き上
げたわがレモン産業は壊滅的打撃をこ
うむることになった。
第二六二七号 昭和三十九年五月十
四日受理
レモンの抜打ち自由化取消しに関する
請願
請願者 東京都中央区宝町二ノ
八日本レモン輸入協会
内 藤井一雄
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第二六〇三号と同
じである。

第二六二七号 昭和三十九年五月十
四日受理
レモンの抜打ち自由化取消しに関する
請願
請願者 東京都中央区宝町二ノ
八日本レモン輸入協会
内 藤井一雄
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第二六〇三号と同
じである。

第八部

農林水産委員会會議録第三十七号

昭和三十九年五月二十六日

【參議院】

昭和三十九年六月一日印刷

昭和三十九年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局